

コメントの概要	金融庁の考え方
<b>I-1-2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方</b>	
<b>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</b>	
<p>「国際的に活動する金融商品取引業者グループ(IV-2-6に定義するものをいう。)」としているが、今般の一部改正案において、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ」の定義に関して、IV-2-6が削除され、IV-5が新設されたことに伴い、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ(IV-5に定義するものをいう。)」とすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、I-1-2-(4)の記載のうち、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ(IV-2-6に定義するものをいう。)」を「国際的に活動する金融商品取引業者グループ(IV-5に定義するものをいう。)」に修正いたします。</p>
<b>II-1-1 一般的な監督事務</b>	
<b>(4) モニタリング調査表の提出について</b>	
<p>目論見書、運用報告書、有価証券届出書及び有価証券報告書等による開示義務があり、また基準価格も日々公表している公募投信や、私募投信であってもシステミック・リスクを招く可能性が低い小規模ファンドについてはモニタリングの対象から除いていただきたい。</p>	<p>今回の改正は、幅広いファンドにかかる基礎的な情報の収集を充実・強化するため、調査対象業者及び項目を追加することとしたものです。このため、ファンドの規模や開示の状況によって調査対象を限定することは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p>
<p>ファンドの募集等を行う者へのモニタリングの対象が拡大され、投資信託の受益証券も対象となることとされている。重要性の観点から、対象ファンドについて、例えば一定の販売額以上のものとする、もしくは販売額上位のファンドに限定するなどの基準を設けていただきたい。</p>	
<p>本調査は、投資信託と集団投資スキームの全てが報告対象となっていることから、広範に報告義務者が拡大し、投資信託運用の登録を行っている業者にとっての負担増となる。しかし、日本に拠点があり、正規の投資信託運用の登録を行っている業者の活動のみを捕捉しても、いわゆるヘッジファンドの動きが解明されることは殆ど期待できない。当該調査の改訂は、是非とも再考願いたい。</p>	<p>今回の改正は、幅広いファンドにかかる基礎的な情報の収集を充実・強化するため、ファンドモニタリング調査の対象業者を追加し、当局の報告徴求命令権限が及ぶ登録業者・届出業者を広く対象とすることとしたものです。一方、改正の趣旨を踏まえ、調査項目の追加は必要最低限のものとしているほか、原則として毎年3月31日時点の状況の回答を求めるとどめており、必ずしも過重な負担につながるものではないと考えられます。また、当該調査は、ヘッジファンドなど特定の種類のファンドへの調査のみを目的とするものではない点にも、留意が必要と考えられます。</p>
<p>海外で設定されたファンドへの助言のみを行っている業者は本調査の対象外となっている。これらの者は、ヘッジファンド的な運用を含む自由な運用の助言が可能であることから、報告義務者として検討いただきたい。</p>	<p>投資助言業者は、ファンドの募集等や運用に直接的に関与するものではないことから、今回の改正でも調査対象に追加していないものです。なお、今回の改正は、幅広いファンドに係る基礎的な情報の収集の充実・強化を図ろうとするものであり、必ずしも、ヘッジファンドなど特定の種類のファンドへの調査のみを目的とするものではない点にも、留意が必要と考えられます。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

【別紙1】

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>本調査において、運用の状況に係る報告対象には直近1年の期中に償還されたファンドも含まれるか。</p>	<p>今回の調査では、原則として、毎年3月31日時点の状況(募集等については、その直近1年間の状況)を回答を求めることを予定しています。したがって、たとえば、毎年3月31日時点で既に償還されているファンドであっても、直近1年間に募集等を行ってれば、その状況についての回答を求めることとなります。一方、そうしたファンドの運用状況については、調査対象とならないこととなります。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>ファミリーファンド形式の投資信託の場合、ベビーファンドのみならずマザーファンドでも回答することになるか。</p>	<p>貴見のとおりです。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券のうち、投信法第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものの募集又は私募を業として行う者も対象とされているが、自ら顧客と金融商品取引契約を締結するもののみを対象とし、勧誘のみを行ったものは除くこととしていただきたい。</p>	<p>ファンドの募集等を行う者への調査は、実際に販売を行ったもののみを対象とし、勧誘のみを行ったものは対象となりません。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>募集等の額とは、募集予定額ではなく、実際に購入された金額を記載すればよいのか。</p>	<p>貴見のとおりです。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>代行協会員が設置されていない外国投信については、国内投信の場合同様、ファンドの募集等を行う者へのモニタリングに係る⑨～⑫の事項について報告は不要である、との解釈で正しいか。仮にこれらの項目について報告が必要となった場合であっても、ファンドの投資財産について全銘柄開示を行わないファンド等が存在し、必ずしも報告に必要な全ての情報を海外の運用会社等から得られるとは限らないことから、報告が出来ない場合もありうることにつき、ご理解いただきたい。</p>	<p>代行協会員が設置されていない外国投資信託については、ご指摘の事項についても、募集・私募の取扱いを行う業者が回答することとなります。ただし、ご指摘のように、海外の運用会社等から情報を得られないなど真にやむを得ない事情がある場合は、可能な範囲での回答を求めることになると考えられます。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>「運用財産額に関する事項」の細目「出資を受けた金銭の増減」については、拠出が金銭によるか、現物によるかは特に区別せず、例えばETFについては、現物による拠出を受けたことによる「純資産の増加分から解約等による減少分を引いた額」を回答すればよいのか。</p>	<p>貴見のとおりです。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>「運用財産額に関する事項」の細目「出資を受けた金銭の増減」について、1年間の設定による増加額から解約による減少額を差し引いた金額との考えでよいのか。分配金を再投資した場合には、再投資分が増加分に入ってくるが、これらの金額を含めて記載すべきか明確にしていきたい。</p>	<p>貴見のとおり、「出資を受けた金銭等の増減額」とは、ファンドの純財産額に関し、直近1年間に投資・拠出を受けたことによる増加額(分配金の再投資による増加額を含む。)から、解約等による減少額を控除した額となります。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>「投資対象に関する事項」の細目「投資対象資産(上位3資産)及びシェア」について、97%株式に投資していて、解約対応等のため3%だけコールローン(金銭債権)という場合に、2番目に大きい投資対象として記載するのは、作業が煩雑になる上、誤解を招く恐れもある。例えば「運用財産額の10%未満は除く」というような但書きを加えていただきたい。</p>	<p>今回の改正は、幅広いファンドに係る基礎的情報の収集の充実・強化を図ろうとするものであり、その実効性を高めるため、ご指摘の「投資対象に関する事項」についても、統一的に情報収集を行う必要があると考えております。</p> <p>ただし、シェアが5%以下の場合については、重要性が低いと考えられますので記載不要とさせていただきます。なお、最上位の資産が5%以下となるような場合には、運用の実態が不明となることから最上位資産のみ記載を求めることといたします。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>「投資対象に関する事項」の細目「投資対象地域」について、ファンド・オブ・ファンズの場合は、ファンド・オブ・ファンズが投資するファンドの国籍ではなく、ファンドが最終的に投資している資産の所属する地域を回答すべきか明確にしていきたい。</p>	<p>貴見のとおり、ファンド・オブ・ファンズに係る「投資対象地域」は、その投資対象ファンドの所在する地域ではなく、最終的に収益の源泉となる資産が所在する地域について回答を求めるとなります。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p>「ファンドモニタリング調査項目の細目について」に「原則として毎年3月31日現在の状況についてご報告していただくことを予定しています」との記載があるが、決算日が3月末でなく、月次で貸借対照表を作成していないなど、3月末の数値に基づいて報告することが困難な場合もある。このような場合においては、例えば直近の決算の数値等、3月末でない時点での報告を求めるなど柔軟な運用を願いたい。</p> <p>投資信託をモニタリングの対象とする場合でも、外国投資信託については、モニタリングの基準日を「監査済の財務諸表が一般に公表されていて入手可能な直近の決算期末」としていただきたい(3月末以前の決算期末であっても、ファンドモニタリング調査表作成時点で当該決算期末に係る財務諸表が公表されていない、又は入手できない場合も想定されるため)。</p>	<p>今回の改正は、幅広いファンドに係る基礎的情報の収集の充実・強化を図ろうとするものであり、その実効性を高めるため、各ファンドの調査対象期間を一致させる必要があると考えております。このため、原則として、毎年3月31日時点の状況の回答を求めるとを予定していますが、ご指摘のように、当該時点の状況を回答できない真にやむを得ない事情がある場合は、これに代わる時点での状況の回答を求めるとなると考えられます。この旨、別途提示予定の「記入要領」に明記いたします。</p>
<p><b>Ⅲ-2-3 勧誘・説明態勢</b></p>	
<p><b>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢</b></p>	
<p><b>(2) 説明書類に係る留意事項</b></p>	
<p>②の説明書類を店舗に備え置いた日の確認について、「必要に応じ」と付け加えた趣旨をご教示いただきたい。</p>	<p>監督事務を効率的・効果的に行う観点から、必ずしも全ての金融商品取引業者の全ての説明書類について店舗に備え置いた日を確認するのではなく、監督上の必要に応じて確認する手法を採ることとするものです。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<b>IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</b>	
<b>(1) 主な着眼点</b>	
⑤の確認方法として、例えば雇用契約においてかかる事実がないことを確約することで足りると理解してよいか。	ご指摘のような方法も、実務上採りうる確認方法の1つと考えられます。ただし、役員・使用人がIV-1-2(1)⑤の事項に抵触していないことを含め、金融商品取引業を的確に遂行するに足りる人的構成は、常時確保されている必要があることに留意が必要と考えられます。
<b>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</b>	
<b>IV-3-3-1 法令等遵守態勢</b>	
<b>(1) 通貨関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項</b>	
金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託(顧客区分管理信託)を、金商業等府令第141条第1項に定める信託(顧客分別金信託)と明確に区分することが求められているが、金商業等府令第141条の2第1項に定める信託(有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る顧客分別金信託)との区分は求められていない。金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託と金商業等府令第141条の2第1項に定める信託を一本の信託契約とすることは許容されていると考えてよいか。	「顧客区分管理信託」と「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託」とをまとめて1つの信託契約を締結することは、法令の規定に則り、投資者保護に支障がない限りにおいて、禁止されるものではないと考えられます。
<b>(3) 監督手法・対応</b>	
信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料の提出が求められているが、区分管理金信託と有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る顧客分別金信託が一本の信託契約となっている場合、当該残高証明書においては、通貨関連デリバティブ取引等に係る区分管理金の残高と有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る顧客分別金の残高をそれぞれ別々に表記する必要があるのか。それとも、合算した金額が表記されていればよいか。	「顧客区分管理信託」と「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託」とをまとめて1つの信託契約を締結する場合でも、信託残高の内訳としてそれぞれに該当する部分を的確に判別して、管理を行う必要があると考えられます。信託銀行等が発行する残高証明書等に信託残高の内訳が記載されていない場合は、当局に対し、例えば、自己が管理している信託残高の内訳及びその根拠等を記載した書面を提出することが必要になると考えられます。

コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-3-2 勧誘・説明態勢	
(4)有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項	
<p>「個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記(3)に準ずるものとする。」とありますが、当該(3)には、店頭金融先物取引にのみ適用される「顧客の取引時に表示した金融商品等の価格の提示」や「両建て取引の勧誘の禁止」等が含まれています。今回の監督指針の改正に伴い、これらの規則を個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引にも適用されるのか。もし、適用としないのであれば「準ずる」事項を明確にできないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「有価証券関連店頭デリバティブ取引」と「店頭金融先物取引」等との間では、個別の行為規制の適用が異なる場合もあり、そうした場合も含め、一律に、同様の対応が求められるものではありません。一方、個別の行為規制の適用が異なる場合であっても、例えば適合性の原則を踏まえた勧誘・説明態勢を整備する観点から、「有価証券関連店頭デリバティブ取引」についてリスク特性が類似する「店頭金融先物取引」等と同様の取扱いとすることが相応しい場合もあるものと考えられます。今回の改正案は、こうした点を踏まえ、「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に係る各社の勧誘・説明態勢についての監督上の着眼点を記載するものであり、「店頭金融先物取引」等に「準ずる」事項を一律に限定することは、必ずしも適当でないと考えられます。</p>
<p>監督指針案IV-3-3-2-(4)「有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項」の項においては、「個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記(3)に準ずるものとする。」とされ、また監督指針案IV-3-3-5「有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢」の項においては、「個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-4の各規定に準ずるものとする。」とされており、監督指針案では、通貨関連店頭デリバティブ取引におけるロスカット取引についての説明責任やリスク管理態勢の整備等に係る留意事項が、有価証券関連店頭デリバティブ取引に対して準用されている。</p> <p>しかしながら、有価証券関連店頭デリバティブ取引の中には、いわゆるFXやCFDとは異なり原則満期日まで反対売買をしないことを条件とした取引やあらかじめオプション取引の権利行使時に顧客が支払うべき金銭相当額を顧客が証券会社に預託している取引など、FXやCFDにおいて行われているようなリアルタイムでの値洗い及びロスカット取引がなじまない取引もある。</p> <p>そこで、「準ずる」とされる条項であっても、一律に通貨関連店頭デリバティブ取引の規定が適用されることを意味するものではなく、取引の特性に応じた対応もあり得ると考えてよいか確認したい。</p>	<p>ご指摘の「個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引」の記載は、主に証券CFD取引を念頭に置いたものであり、取引の特性が異なる取引についてまで、一律の対応を求めるものではありません。ただし、証券CFD取引以外の取引についても、顧客保護やリスク管理等の観点から十分な態勢を整備すべき点には、留意が必要と考えられます。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p><b>IV-4-2 承認及び届出等</b></p>	
<p><b>IV-4-2-1 認可</b></p>	
<p>例えば、同時に1顧客の売り注文90株と、3顧客のそれぞれ30株ずつの買い注文があり、それぞれの執行価格条件が合致した場合に、以下のようなシステムが考えられる。                      (1) 1顧客の売り注文90株を3分割し、30株ずつの売り注文及び3顧客の30株ずつの買い注文をToSTNeT等の「売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場(以下「ToSTNeT」等という。)」に、気配提示を行わずにそれぞれ同時に取り次ぐシステム                      又は、                      (2) 1顧客の90株の売り注文をToSTNeT等に取り次ぐと同時に対当する自己の90株の買い注文をToSTNeT等で執行し、その直後に、3顧客のそれぞれ30株ずつの3つの買い注文それぞれに自己が対等するようにToSTNeT等で気配提示を行わずに30株ずつの3つの買い注文の取次ぎと自己の30株ずつの3つの売り注文の執行を伴うシステム                      上記(1)、(2)はともに監督指針案IV-4-2-1①イ(注)前段から私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、(1)については、基本的に貴見のとおりと考えられます。(2)についても、システム内で対当した複数顧客の売り注文及び買い注文を、集約又は相殺等を行うことなく、それぞれ自己対当売買の形式により立会外市場に取り次ぐものであれば、同様と考えられます。(なお、自己対当売買のシステムに関する留意点については、監督指針IV-4-2-1①ロも参照してください。)</p>
<p>新たに追加された(注)として「売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に同時に取り次ぐシステムは、基本的に、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。」とある。また、前段には、同趣旨の監督指針のあとに、「又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取り次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。」とある。                      これらの監督指針について以下のような疑問及び危惧を持たざるを得ない。                      (1) 例えば、各金融商品取引業者が店内注文のマッチングをマニュアルで行なっていたようなものについて、当取引量の増大に伴ってシステム化を計り、現在のマッチング・システムを構築した経緯があるような場合、当取引は、システム化したといえどもこれを私設取引システム(以下「PTS」という。)とはしないものと理解されてきたと認識しているがそれはいまでも変わらないという理解でよいか。                      (2) PTSの認可を受けない場合、全てのマッチング・システム上でマッチする注文を取引所金融商品市場に取り次ぐことを義務付けることは、取引所市場集中義務の復活ではないか。                      (3) 最良執行義務の観点から、取引所金融商品市場又は他の単一金融商品取引業者にのみ取り次ぐこととするのは、その理念に相反するのではないか。                      (4) 売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場と比較して取引コストの高いPTS業者の活性化を奪いかねない。その結果、「売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場」における注文発注、約定に係わる速度等の「売買立会による取引を行う取引所金融商品市場」とのシステム等の差も相まって、本邦金融商品市場の深化、発展を阻む可能性がある。                      (5) 投資家、特に海外投資家が本邦金融商品市場政策に一貫性がないと認識する可能性あり、その結果、取引所外売買取引の自由度が損なわれる等により、本邦金融商品市場の深化、発展を阻む可能性がある。                      上記疑問及び危惧に対してどのように考えるのか。</p>	<p>法令上、金商法第2条第8項第10号に規定する業務(いわゆる私設取引システム(PTS)業務)を行う場合には、当局の認可を受けることが求められています。監督指針は、こうした制度を前提としつつ、解釈の明確化等の観点から、私設取引システム(PTS)に該当するか否かを判断する際の留意点を記載しているものです。今回の改正も、あくまでも解釈の明確化の観点から行うものであって、ご指摘のような「取引所市場集中義務の復活」等を意図するものではありません。また、今回の監督指針の改正自体は、市場関係の政策・制度を変更するものではなく、ご指摘のような「最良執行義務の理念との相反」「私設取引システム業者の活性化を奪う」「本邦金融商品市場政策に一貫性がないとの認識される可能性」等の効果・影響が生じるとの批判も、当たらないものと考えられます。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>「システム内での注文の集約」とは、例えば、複数の注文を纏め、「板」の状況を組成することを指すのか。                      例えば、売り方、買い方の両者又はそのいずれかの複数の顧客を一にまとめて(仮に、「集約」の意味と解する)。一度に且つ同時にその相手方となる買い方、売り方を売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に全て取り次いだ場合でもPTS取引に該当する可能性があるのか。                      また、「システム内での注文の相殺」とは、単に「相殺」分の取引所外売買取引を行うことを念頭に置かれているのか。それともその他のケースを想定されているのか。</p>	<p>「システム内での注文の集約」とは、例えば、複数の顧客から注文を受けている場合に、それぞれの注文ごとに執行するのではなく、それらを合算した上で一度に執行するような場合をいいます。例えば、複数顧客の売り注文を「集約」するシステムについては、これと同数量の買い注文とあわせて立会外市場に同時に取り次ぐものであっても、私設取引システム(PTS)等に該当する可能性があるものと考えられます。                      また、「システム内での注文の相殺」とは、例えば、複数の顧客から買い注文と売り注文を受けてシステム内で対させる場合に、対当した注文のすべてを立会外市場に取り次がず、一部を当該システム内で執行させるような場合をいいます。こうした取扱いをするシステムは、私設取引システム(PTS)等に該当するもの可能性があるものと考えられます。</p>
<p>「集約」とは、複数の顧客買い注文(又は複数の顧客売り注文)が存在するときに、当該顧客毎にその注文を立会外市場で執行するのではなく、当該複数の顧客買い注文(又は当該複数の顧客売り注文)を合算して一度に立会外市場で執行することを指し、「相殺」とは、顧客の買い注文と顧客の売り注文とを付け合わせる際に、付け合わせを行う全数量を立会外市場で執行するのではなく、立会外市場での執行をその一部分にとどめて残りを取引所外で執行することを指すと理解して差し支えないか。                      監督指針案Ⅳ-4-2-1①イにおいて、「他の単一の金融商品取引業者に有価証券の・・・該当しないものとする。」とあるが、例えば、これは、買い方と売り方を同時に同数の株式を一のPTSに取次ぐような場合は、PTSに該当しないと理解してよいか。この場合、当該取次ぎを行った翌日は前日に取次いだPTSではなく、別の他のPTSに取次ぎを行なった場合もPTSに該当しないと理解してよいか。                      一方、顧客からPTSでの取引要請を受けて、金融商品取引業者が売り又は買いの注文をPTSに個別に取次ぐ行為はPTSに該当しないと理解してよいか。更に、この場合、結果として買い方と売り方を同時に同数の株式をPTSに取次ぐような場合はどうか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、他の単一の業者への有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、従来から監督指針に記載されているとおり、私設取引システム(PTS)に該当しないものと考えられます。また、複数顧客の売り注文及び買い注文について、集約又は相殺等を行うことなく、他の業者が提供する私設取引システム(PTS)に取り次ぐ場合も、基本的に同様と考えられます。</p>
<p>②イcで、「信用取引を取り扱わず」が追加されたのは、取引所取引における信用取引が金商法で裏付けられた取引所の自主規制業務として規則化され運営されることにより規制の枠組みが確立していることに対して、PTSは法に基づく自主規制業務の義務付けが無いため、取引の公正を確保する枠組みを確立することが難しいことから、一律に取扱いを禁じることを認可の条件としたと理解してよいか。また、今後、金融商品取引業協会や金融商品取引所において新たな枠組みでPTS取引を含めた信用取引制度を検討・実施することを妨げるものではないと理解してよいか。</p>	<p>私設取引システム(PTS)を提供する業者自身が信用取引に伴う資金貸付・株券貸付を行うことは、①市場開設者としての立場(取引状況に異常又はそのおそれがある場合において、信用取引の制限・禁止等の規制措置を講ずべき立場)と、顧客への資金・株券の提供者としての立場との間の利益相反の問題が顕在化するおそれがあること、②こうした観点から、取引所においても、信用取引に伴う資金貸付・株券貸付を実施していないこと等を踏まえると、認められないと考えられます。                      また、(取引所における信用取引と同様に)参加証券会社が資金貸付・株券貸付を行うこととする場合であっても、当該貸付業務の適切性を確保するため、私設取引システム(PTS)を提供する業者に対して取引所と同等の自主規制機能(参加証券会社に対する監査・処分等)の発揮を求めることは現実的ではなく、認められないと考えられます。今回の改正では、こうした考え方について、私設取引システム(PTS)業務の認可に係る留意点として明確化するものです。なお、今後、自主規制機関等において、こうした考え方を踏まえた新たな枠組みを検討すること自体は妨げられませんが、その実施の適否については、実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>②イcで、「方法及び態勢」を、認可に係る業務の内容及び方法に記載することが新たに追加されているが、「空売り」については「取引の公正を害する売買等を排除する」ことが目的であることから、金商法第162条第1項第1号の行為全体に係るのではなく、金商法施行令第26条の3第5項並びに有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第10条及び第11条において明示及び確認義務の適用除外とされている取引を除くものを対象とすると理解してよいか。</p> <p>また、「方法及び態勢」は取引所金融商品市場で行う空売りに対する規制と同等となるよう、金商法第162条第1項第1号、金商法施行令第26条の2、第26条の2の2、第26条の3及び第26条の4並びに有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第9条の2から第15条までに準じるルールを定め、取引参加者との契約に反映させるとともに、内部管理態勢を整備することで満たされると考えてよいか。</p>	<p>私設取引システム(PTS)業務の認可については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、いわゆる「空売り」に該当する取引であっても、取引所取引に係る「空売り規制」の適用が除外される取引の取扱いについては、一律に排除されるものではないと考えられます。また、取引所取引に係る「空売り規制」の対象となる取引の可否については、参加証券会社との契約等により当該規制と同等のルールを導入しているかや、参加証券会社等による当該ルールの遵守をどのように確保しているかといった観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。いずれにせよ、監督指針におけるご指摘の記載は、私設取引システム(PTS)における「空売り」を一律に禁止するものではなく、取引所取引に係る「空売り規制」との整合性を図る趣旨のものであり、この点を明確にするため、IV-4-2-1の記載のうち、「空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢の確立」を「取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢の確立」に修正いたします。</p>
<p><b>IV-5-1 経営管理</b></p>	
<p>経営管理会社の取締役が必要とされる「知識及び経験」について、社外取締役については、金融分野に関する知識・経験に限定されないという理解でよいか。</p> <p>仮に金融分野に関する知識・経験を求めるものとするならば、金融の業界関係者で取締役を融通し合うことになりかねず、社外の目による業務執行の監督という社外取締役の機能が十分発揮されない懸念がある。金融分野の知識・経験がなくても、例えば、グローバルに活動する大企業の経営者、法律や会計の専門家等としてのそれぞれの実績や識見に基づき、社外取締役は経営管理会社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが可能である。</p>	<p>貴見のとおり、経営管理会社の社外取締役に求められる「知識及び経験」は、金融分野に関するものに限定されるものではなく、むしろ、コーポレート・ガバナンス強化等の観点から社外取締役に期待される役割(業務執行の監督等)のために必要な「知識及び経験」を備えていることが重要だと考えられます。</p>
<p>「IV-5-1経営管理」～「IV-5-6監督手法・対応」において、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ」と明示している箇所がある一方で、単に「グループ」としている箇所があるが、単に「グループ」としている箇所は、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ」を指していると認識してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p><b>IV-5-2 業務の適切性</b></p>	
<p>本項の趣旨は、各金融機関の業務運営の実態を踏まえて、役職員による関連法令等の理解が実態として把握されていて、研修・教育等の適切なフォローアップを行う態勢を整備するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<b>IV-5-3 自己資本の十分性・適切性</b>	
<p>銀行持株会社告示第57条の4の期待エクスポージャー方式についても、同等の基準に基づく審査を受けることができるよう、手当てをお願いしたい。(今後予定されるトレーディング新規制に係る内部モデル、リスク計測モデルについても同様の手当てをお願いしたい。)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>銀行持株会社告示を準用する証券会社に対して、銀行法施行規則の該当条文に規定する事項を参考に、開示対応がなされているか確認するとあるが、銀行と証券会社の業務の違いや顧客層の違いから、同じ内容の開示を行うことが適切であるとは一概に言えない。実際の監督にあたっては、銀行と証券会社の業態の違いを踏まえた運用をお願いしたい。</p> <p>また、銀行法第21条に基づく説明書類は作成しておらず公衆の縦覧に供していないので、開示の方法についても配慮をお願いしたい。</p> <p>さらに、今回のパブコメに基づく監督指針の改正は平成22年3月までに実施とされているが、システム整備や正確性を担保するための態勢整備に時間が必要であり、平成22年3月末決算より開示対応を行うのは極めて困難である。実務の準備期間を配慮した段階的かつ柔軟な取扱いをお願いしたい。</p>	<p>いわゆるバーゼルⅡ規制の趣旨を踏まえれば、「銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループ」については、自己資本比率の算定(いわゆる第1の柱)のみならず、監督上の検証(いわゆる第2の柱)や市場規律(いわゆる第3の柱)も合わせた対応が必要となるものであり、今回の改正では、こうした点について明確化を図ることとしたものです。</p> <p>バーゼルⅡベースで自己資本比率の算定を行うグループは、市場規律の確保の観点から、できる限り速やかに、適切な方法により、自己資本比率(その内訳)や各リスクのリスク量(その計算手法)等について情報開示を図ることが望ましいと考えられることから、当局としても、その対応状況を確認していく必要があると考えられます。なお、情報開示の内容に関しては、証券会社の業務・リスクの特性に応じて、重要度の高い項目についてより詳細な開示を行うといった対応も、妨げられないものと考えられます。</p>
<b>IV-5-4 リスク管理態勢</b>	
<p>ビジネスライン毎の収益管理・リスク管理が行われている場合においても、海外拠点別の管理を求めらるものとされているが、例えば、ビジネスライン毎の管理に加え、海外拠点を米国、欧州、アジアといった地域に分けてマトリックス経営の体制をとっている場合においては、地域のくくりによる管理の方が経営として効率性が高い場合もある。したがって、個別海外拠点の収益管理・リスク管理を一律に求めていくものでなく、各証券会社グループの経営実態にあわせた監督を実施していただきたい。</p>	<p>国際的に活動する金融商品取引業者グループにおいては、グループ全体の経営方針・経営計画の下で、個々の拠点レベルでも合理的な収益の確保と適切なリスク管理を図り、必要に応じて、拠点設置の意義やグループ内での位置づけも含めた見直しを行うことが必要と考えられます。今回の改正では、監督上の留意点として、こうした点を明確化したものですが、具体的な管理態勢のあり方は、各グループがその経営上の特色や海外拠点の業務の特性等を踏まえて決定すべきものであり、個々の拠点について一律の収益管理・リスク管理を求めるものではありません。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p><b>IV-5-4-2 流動性リスク管理態勢</b></p>	
<p>資金調達状況等の拠点及び通貨毎の把握、日中の流動性の拠点毎の把握が求められているが、経営管理会社を中心としたグループレベルでの管理が中心となっている証券会社グループの監督にあたっては、個別海外拠点の流動性管理を一律に求めていくものでなく、各証券会社グループの経営実態にあわせた監督を実施していただきたい。</p>	<p>国際的に活動する金融商品取引業者グループにおいては、拠点間の資金移動に関する法的・事務的な制約も考慮した上で、個々の拠点レベルの流動性確保に支障が生じないよう管理を行うことが必要と考えられます。今回の改正では、監督上の留意点として、こうした点を明確化したものですが、具体的な管理態勢のあり方は、各グループがその経営上の特色や海外拠点の業務の特性等を踏まえて決定すべきものであり、個々の拠点について一律の流動性管理を求めるものではありません。</p>
<p><b>IV-5-5 報酬体系</b></p>	
<p><b>(1) 報酬委員会等の役割</b></p>	
<p>①に「リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度が反映されたものとなっているか。」とある。現状の記載であれば、リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬に関して、「リスク管理や法令等遵守の達成度」が反映される必要があるとなっているが、このような表現であれば、損失を計上した場合や法令違反が起きた場合にその結果ばかりを基準に報酬を減額する措置がとられるべきとされているようにも読める。リスク管理部門やコンプライアンス部門は、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することもその重要な役割と認識している。そのため、当該箇所については、「これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。」といった記載にしていきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、IV-5-5の記載のうち、「リスク管理や法令等遵守の達成度が反映されたもの」を「リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたもの」に修正いたします。</p>
<p>「報酬委員会等」について                  ①「報酬委員会等」の「等」はどのようなものを指しているのか具体的に教えてほしい。また、必ずしも委員会のような組織あるいは会議体が必要ではないと考えるが、そのような理解でよいか。                  ②運営に当たっては、グループの規模、各社ごとの経営実態、各社の歴史的経緯や個別性、業務内容(業態)、業務の複雑性等の諸事情が考慮されるべきものと考えられるので、報酬委員会を設置せずとも、社内規程(又は内規)をもって報酬体系を規定し、財務を含む既存のリスク管理体制、コンプライアンス体制をもって運営することで足りると思うがどうか。</p>	<p>ご指摘の「報酬委員会等」とは、「グループの役職員の報酬体系について、その状況を監視する委員会等その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要な牽制機能を発揮できる態勢」のことであり、会社法上の「報酬委員会」等の形式を採るかどうかに関わらず、適切な機能発揮を行える態勢をいうものです。したがって、ご指摘のように、「委員会を設置せずに、社内規程を整備し、リスク管理体制やコンプライアンス体制をもって運用する」との対応を採ることも妨げられるものではありませんが、こうした対応により「報酬体系の適切な設計・運用を確保するため、経営陣に対して十分な牽制機能を発揮」されるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>「報酬体系の留意点等」は、金融安定委員会(FSB)をはじめとした国際的な動向を踏まえたものであることは理解している。そうであれば、今般の改正案の内容や実施時期なども、海外の主要国における取組と歩調を併せたものとするのが重要であると思料。したがって、日本で活動する金融機関だけに、先行的な、あるいは過重な取組を求めることのないよう配慮いただきたい。</p>	<p>今回の改正は、ご指摘の金融安定理事会(Financial Stability Board)における国際的な指針等を踏まえ、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ」の報酬体系に関する監督上の留意点を明確化したものであり、適切な監督対応に努めてまいります。なお、金融機関の報酬体系に関する国際的議論の状況を踏まえ、今後さらなる改正を行う場合もあります。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<b>(3) 報酬体系の設計・運用に関する公表</b>	
<p>報酬体系の設計・運用については、「積極的に公表することが望ましい」とされているが、金融当局に情報を提供するだけでも金融監督の実効性は十分に確保されるのではないか。</p>	<p>報酬体系は役職員のインセンティブに大きな影響を与えるものであり、報酬体系とリスク管理との整合性に関する情報は、当局のみならず、株主や債権者等にとっても重要であると考えられます。また、金融機関の報酬体系について、国際的に、役職員の過度のリスクテイクを誘発するおそれ等について指摘があることを踏まえれば、当局への情報提供のみならず、より幅広く説明責任の強化を図ることも、重要な課題だと考えられます。こうしたことから、今回の改正では、金融安定理事会（Financial Stability Board）における国際的な指針等も踏まえ、国際的なベストプラクティスも踏まえた積極的な公表が望ましいとの考え方を記載しているものです。</p>
<b>IV-6-3 自己資本の適切性・十分性</b>	
<p>「潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等」は具体的にはどういうことを想定しているのか、また、自己資本に「適切に反映」とは具体的にどういうことかを明確にいただきたい。</p>	<p>ご指摘の「潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等」とは、たとえば、日本拠点で約定しながら海外拠点の勘定で管理する取引であって、当該取引に係る収益が事後に日本拠点の収益に反映されることとなるものに係るリスクを想定しております。ご指摘の「（自己資本に）適切に反映」とは、例えば、日本拠点の自己資本の適切性・十分性を検証する際にこうしたリスクも勘案し、その検証結果を踏まえて資本政策（グループ内での資本配賦等）を決定することを想定しています。</p>
<p>「グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、自己資本の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。」における「必要な態勢」について、例えば、どういった態勢が想定されているのか、ご教示願いたい。</p>	<p>具体的な管理態勢のあり方は、各グループがその経営上の特色や日本拠点の業務の特性等を踏まえて決定すべきものですが、たとえば、日本拠点の財務状況（特に、リスクの状況）を網羅的に把握し、それを踏まえて自己資本の適切性・十分性を確保するように資本政策を決定することとし、かつ、こうした運用についての監視機能を備えた態勢を整備する必要があります。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>本項は、国際的に活動する金融機関に対して、現在グローバルの銀行本体のBIS規制上で計上しているリスクとのダブルカウント(外国銀行本店等のグローバルブックを使った取引を日本拠点のトレーダーが行った場合のリスク算定につき、現状のブックング・ロケーション・ベースでの銀行本体でのリスク計上に加えて、トレーダーに所在地(最終収益帰属地)である日本拠点においても一定のリスク計上)を要請するものではないという理解でよいか、本旨につき、ご教示願いたい。自己資本の計算方法や適切性については国際的にも非常に関心が高いため、関係当局・金融機関等からの聴取を踏まえた十分な議論および国際的な合意を踏まえた内容となるように、十分にご留意いただきたい。</p>	<p>ご指摘の記載は、外国持株会社等グループが日本拠点の自己資本の適切性・十分性を検証し、その結果を踏まえて資本政策(グループ内での資本配賦等)を決定する際の留意点を示すものであり、自己資本比率の計算方法等の修正を求めるものではありません。</p>
<p><b>IV-6-4 リスク管理態勢</b></p>	
<p>「問題のある取引」というのは多義的であるし、「排除」というのが対応する唯一の手段とはいえない場合もありうる。本項を、「海外拠点が、…適切に把握し、法令等に基づいて適切に管理を行う態勢となっているか。」とすれば、問題のある取引を保有し続けるという弊害はないはずである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、IV-6-4⑤の記載のうち、「問題のある取引は排除できるような態勢となっているか。」を「適切に管理を行う態勢となっているか。」に修正いたします。</p>
<p><b>IV-6-6 監督手法・対応</b></p>	
<p>IV-6-1、2、3、4、4-1に列挙されている各項目に対し、明文化の必要性がある場合、どのような説明文章、並びにデータ資料が求められるのか。外国持株会社等グループの日本拠点である業者を対象とした場合、説明文章等の準備の際は、グループ本部等と日本拠点間で協調し、文章、参照データを用意することとなり、かなりの事務負担増も予想される。具体的にどの程度までの説明文章、並びにデータ資料を想定されているか、お教えいただきたい。</p> <p>東京証券取引所第一部に上場している外国会社については、金融商品取引法に基づく一定の様式の有価証券報告書等(含四半期報告書)、開示情報の日本語訳の閲覧がEDINETを通じて可能である。</p> <p>また、本国においては四半期毎にQuarterly Reportを公表している場合には、これらの開示資料には、殆どの場合、グループベースでの経営及び財務状況、リスク管理状況等に関する詳細な報告が含まれている。</p> <p>これらの定期的な開示情報を参照することにより、グループベースでの自己資本、流動性管理等のリスク管理、リスクポジション等についての理解を得られるものと考えている。</p> <p>一方、コンプライアンスに関しては、現地法令が優先されるため、基本的には本国の意向が押しつられるものではない。また、有価証券報告書にはグループ全体のコーポレート・ガバナンスに関しても、ほぼ例外なく各種規制要件への全面的遵守状況の説明がなされており、これらを参照することにより企業統治という面で、これら外国会社の対応状況の理解を得ることが出来るものとする。</p> <p>以上を総括的に言えば、グループベースの情報は、現状において既に十分な開示がなされていると考えられ、ヒアリング等の際にはそれらを出来るだけ活用すること等により、負担のかからないようご配慮いただきたい。</p>	<p>「グローバルに活動する外国持株会社等グループ」については、グループ全体の経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、その日本拠点にも直接の影響が及ぶおそれがあります。このため、我が国当局としてもグループ全体の状況を的確に把握することが必要であり、そのために、開示情報の活用に留まらず、より深度ある対応を行っていく必要があると考えられます。</p> <p>今回の改正は、こうした考え方について、具体的な着眼点を含めて明確化を図ることとしたものです。具体的な管理態勢のあり方は、各グループがその経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を踏まえて決定すべきものと考えられます。</p> <p>実際の監督に当たっては、日本拠点に対する定期的・継続的なヒアリングのほか、グループ本部等との直接的な対話機会の活用および海外当局との協力枠組みの積極的活用など行うこととしておりますが、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意してまいります。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>VI-2-3-4 投資信託委託会社の業務継続体制(BCM)</p>	
<p>(2) 主な着眼点</p>	
<p>VI-2-3-4-(2)④の括弧内の列挙のうち、「上記業務を遂行するための」は、「法令対応(有価証券届出書等の作成・提出等も含む。)、組織管理、システム管理、危機管理業務等(顧客説明業務を含む。)」のそれぞれにかかっていると理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。 ご意見を踏まえ、この点が明確になるように、「既存ポジションの把握と必要最小限の運用指図業務、直販顧客に係る解約業務(直販顧客からの解約受付等窓口業務)、上記業務を遂行するための法令対応(有価証券届出書等の作成・提出等も含む。)、組織管理、システム管理、危機管理業務等(顧客説明業務を含む。)」を「既存ポジションの把握、必要最小限の運用指図業務及び直販顧客に係る解約業務(直販顧客からの解約受付等窓口業務)並びにこれらの業務を遂行するための法令対応(有価証券届出書等の作成・提出等も含む。)、組織管理、システム管理及び危機管理業務等(顧客説明業務を含む。)」に修正いたします。</p>